

熊本地震による応急仮設団地 リノベーション

細谷 謙太¹・熊谷 克也²・永迫 杏菜³・高橋 瑠衣⁴

¹熊本大学 交通政策分析研究室

²熊本大学 交通政策分析研究室

³熊本大学 交通政策分析研究室

⁴熊本大学 交通政策分析研究室

2016年4月に発生した熊本地震により、県内は甚大な被害を受けた。現在、県内各所に応急仮設住宅が建設されている。仮設住宅は基本的に2年間しか住むことができない（県は1年間の延長を決定）。住民の退去後は撤去することになるが撤去するにも費用がかかる。そこで仮設住宅の周辺の環境や規模を考慮し、再活用案を提案する。交通政策分析研究室では昨年、益城町内での仮設住宅において聞き込み調査を実施した。そのため今回の提案では益城町内の仮設住宅を中心に展開したい。仮設住宅を宿泊施設や娯楽施設として再活用することで観光客を呼び込み、地域活性化につなげたい。また、託児所や老人ホームとして再活用することで、益城町の人口増加にも一役買うことができる。さらに、再活用案の提案を体験型のふるさと納税として返礼品とする。そうすることで納税者が実際に益城町に足を運んでくれる機会を増やし経済活動のよいサイクルを生み出すことができる。

1. 政策提案の背景

2016年の4月14日、16日に発生した熊本地震により熊本県は現在の気象庁震度階級が制定されてから初となる震度7を二度経験した。また、熊本地震の特徴として余震を含めた一連の地震回数が内陸型地震では1995年以降で最多となっており、被害拡大につながった。被害は県内各所に及び、特に震源地に近かった益城町では家屋の倒壊をはじめ様々な被害を受けている。

熊本県では地震により家が全壊、大規模半壊になった人々を対象に県内16市町村に110の応急仮設団地を建設。地震から1年半が経過した現在も多くの被災者が仮設住宅での生活を余儀なくされている。仮設住宅での生活は災害救助法により基本的に2年間と定められている(熊本県は1年間の延長を発表)。表1に応急仮設住宅の供与の制度をまとめたものを示す。その後、仮設住宅で生活をしている人々は自力での再建もしくは県が建設予定の災害公営住宅での生活等の選択肢をとる必要がある。

私たちが所属する熊本大学交通政策分析研究室では昨年、様々な団体やボランティアとともに益城町の仮設団地において聞き取り調査を実施した。目的としては1.現時点での不自由な点、不安などを幅広く伺う、2.今後のお住まいに関する希望を伺う

とし、益城町17団地1196世帯に調査を行った。調査実施率としては81.4%となっており多くの世帯に意見を伺うことができた。その調査データと経験から私たちのグループでは仮設住宅後の住み替え意向について関心を持ち、研究を続けている。その研究から約59%の世帯は仮設住宅を出て自宅再建する意向を持っていることが分かった(図1)。住民が移転した後の仮設住宅は基本的に撤去されることとなっているが、その撤去にも費用がかかり行政の負担になりえる。

また、熊本県では地震発生後観光客の減少が進んでいる(表2)。それに伴い、観光地や周辺地域への影響も大きい。復興を後押しするためにも観光客を呼び込む政策が求められている。¹⁾

表-1 応急仮設住宅の供与

対象	費用の限度額	期間	備考
住家が全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。	<p>[規格] 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を標準とする。</p> <p>[限度額] 1戸当たり平均2,401,000円以内。</p>	<p>[着工期間] 災害発生の日から20日以内に着工。</p> <p>[供与期間] 建築工事が完了した日から2年以内。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 ・高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ・供与期間最高2年以内。 ・民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 ・この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

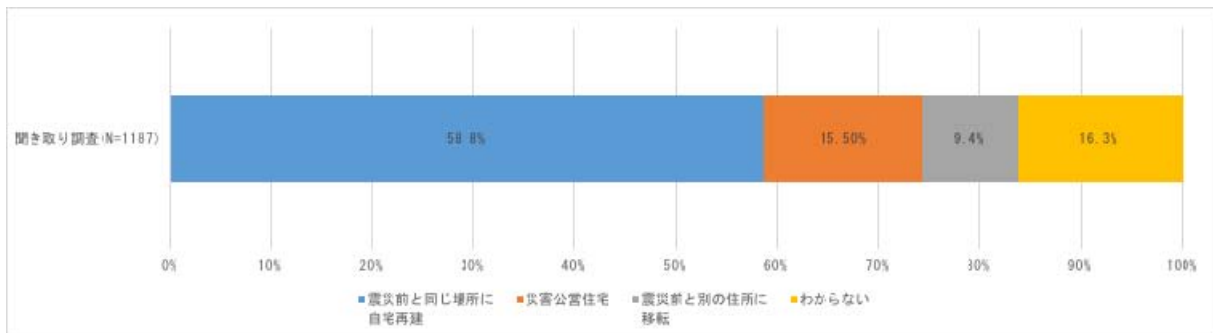


図-1 聞き取り調査の住まい意向

観光客数の推移

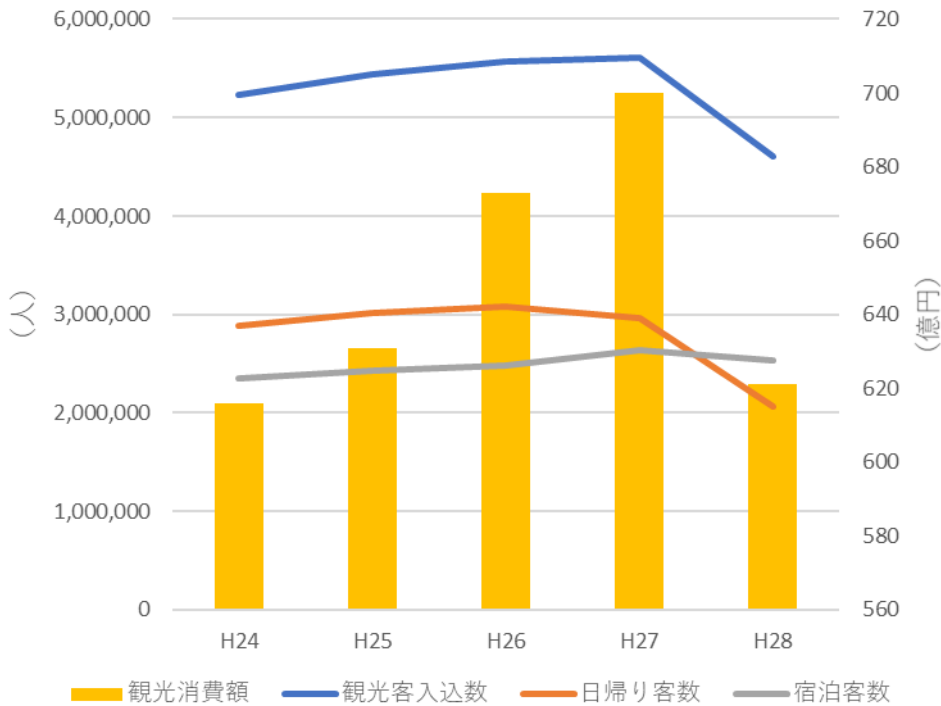


図-2 熊本県の観光客の現状

2. 政策提案によって解決したい課題

- ・ 仮設住宅の撤去が行政に負担をかける
- ・ 熊本県の観光客減少
- ・ 益城町における人口減少

上記の課題を解決するために私たちは今回政策コンペとして、応急仮設団地のリノベーションということで、仮設住宅の跡地再活用を提案する。仮設住宅の周辺の環境や規模に合わせて再活用案を考えたい。残された仮設住宅を娯楽施設や宿泊施設として再活用することで県外も含めた観光客を呼び込み、地域活性化にもつなげることができる。また、託児所や老人ホームとして活用することで益城町の減少する人口にも一役買いたい。

3. 課題解決のための具体的解決策

具体的には益城町における18団地においてそれぞれを規模や周辺の環境に配慮し提案内容を考える。仮設住宅においては利用している土地が県や市の所有であるところや借りているところ、また小学校の校庭を利用しているところもある。それらを考慮しつつ再活用できる範囲で行いたい。

大規模な団地については娯楽施設、中規模では宿泊施設、小規模では託児所や老人

ホームを考えている。

娯楽施設は大型のショッピングモールや公園など観光客を呼び込むことができる施設の誘致を中心に行いたい。

宿泊施設はホテルとしての利用はもちろん、小中学生の宿泊教室や企業の研修に利用する。また、その宿泊先を中心に県内の被災地を回る見学ツアー等も企画することができれば、この先を担う若い世代に地震の怖さやそこからの復興の様子を肌で感じてもらえることができるであろう。そのためにも仮設住宅を一種の負の遺産として残したい。

小規模の仮設住宅は地域に密着した再活用をしたいということで託児所や老人ホームとしている。仮設住宅とともに建設されているみんなの家や集会所はある程度広さもあり、そのような活用には適している。

4. 課題解決策の特徴, 重要性, 有効性

提案で挙げた再活用施設の体験をふるさと納税制度で体験型の返礼品とすることも提案する。例えば仮設住宅を利用した宿泊施設をつくる場合、宿泊券を返礼品とすると納税者は実際に熊本県や益城町に足を運んでくれる機会になり、そこでまた経済活動を行ってくれる。行政としては税収入が増加、地元の人も観光客が増えることで利益を得ることができる。そのようなサイクルを生み出すことで三者ともにメリットを得ることができるのではないか。

5. 応急仮設住宅再活用の過去事例

(1) 海外へのリサイクルの方針

阪神・淡路大震災では、建設された応急仮設住宅には、リース物件と買取物件があった。リース物件は建設メーカーの所有物だが、県が買い取った物件は県の財産である。しかし解体後はその処分が課題となり、検討の結果、廃棄物としての処理が不可能であることから海外へのリサイクルの方針が確認されている。兵庫県は買い取った2万2000戸のうち、再利用が可能だった約1万2200戸の提供先をほぼ決めた。7カ国と1万5000戸分について、協議にて送コストなどの問題から調整が、つかなかったり、大震災のトルコと台湾へ新たに提供を決めたことから、つぎのようになった。仮設住宅の無償提供といっても、海外への輸送費には1戸あたり数10万円がかかる。阪神・淡路大震災での、兵庫県が建設したものは、1戸あたり約300万円となっているので、建設費の約10%ほどの海外輸送費がかかってしまうことになる。さらに海外での実際の建設も、政府支出支援のODA予算などが使われるので、海外での再利用といっても、かなりの公費が使われることになる。お引渡し戸数とは別途、部材補充にあてたものが約4,600戸程度ある。²⁾

表-2 再生利用仮設住宅の無償提供先

国名	目的	提供戸数 [戸]	引渡戸数 [戸]
中国	貧困層の住宅	9,000	4,000
フィリピン	火山噴火被災者用住宅	1,500	1,500
インドネシア	貧困層の住宅	2,000	1,900
バヌアツ	小学校	4	4
コソボ自治州	帰還民の住宅、学校	500	500
トルコ共和国	被災者用住宅	3,500	3,500
台湾	被災者用住宅	500	500
合計		17,004	11,804

(2) 仮設住宅無償譲渡

福島県の事例として、震災の被災者や原発事故の避難者向けに設置したプレハブ仮設住宅について、入居者が退去した後、市町村やNPO法人などに無償で譲渡する計画を提示。これは仮設住宅の撤去費用を抑えるとともに、支援団体などに譲渡することで被災者の自立再建の支援につなげたい目的があった。県建築住宅課によると、対象は県内1万6347戸のうち県が所有する約1万3000戸。地震・津波の被災者の仮設住宅を中心に2017年度から譲渡希望者の募集を本格的に開始する見通しで、募集対象は、譲渡する優先順に市町村、自治会、公益法人やNPO法人、公共団体のうち被災者の支援を行う団体とし、入居者個人は対象とされない。県は仮設住宅を管理する市町村と協議した上で譲渡の希望者を公募。仮設住宅団地の入居者がゼロになったところから調整した。仮設住宅の解体や運搬、新たな土地で組み立てる費用は譲渡先が負担する計画だった。仮設住宅に設置されているエアコンや照明器具などの備品については、福島県は14年11月に仮設住宅の入居者や市町村などに無償譲渡する方針を決めた。³⁾

これらの過去事例と比較して、私たちの提案は行政にもメリットがあるという点の特徴として考えられる。

参考文献

- 1) 熊本市HP 平成28年 熊本市観光統計
- 2) 毎日新聞：2016年3月9日地方版
- 3) 児嶋達也, 阪神・淡路大震災における応急仮設住宅の費用算定に関する研究(2002)

?